

国立大学法人東京農工大学受託研究員等受入規程の一部改正

国立大学法人東京農工大学受託研究員等受入規程を次のとおり改正する。

現行	改正	備考
<p>○国立大学法人東京農工大学受託研究員等受入規程</p> <p style="text-align: right;">平成16年4月7日</p> <p style="text-align: right;">16 経教 規程第63号</p> <p>第1条～第4条 省略</p> <p>(審査会)</p> <p>第5条 学長は、受託研究員等の受入の審査のために、<u>共生科学技術研究院に外部資金等受入審査会</u>（以下「審査会」という。）を置くものとする。</p> <p>2 審査会について必要な事項は、別に定める。</p> <p>第6条～第16条 省略</p> <p>附 則 省略</p>	<p>第1条～第4条 省略（現行どおり）</p> <p>(審査会)</p> <p>第5条 学長は、受託研究員等の受入の審査のために、<u>農学研究院及び工学研究院に外部資金等受入審査会</u>（以下「審査会」という。）を置くものとする。</p> <p>2 審査会について必要な事項は、別に定める。</p> <p>第6条～第16条 省略（現行どおり）</p> <p>附 則 省略（現行どおり）</p>	

附 則（22教規程第11号）

この規程は、平成22年4月1日から施行する。